平成２２年（フ）第１１号
千葉市花見川区さつきが丘１丁目29番10棟401号
債務者　亘理　修治
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２５号
千葉県市原市飯沼67番地１メゾン島野106
債務者　秋山　幸子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２７号
千葉県市原市松ケ島85番地１　スズランハイツＢ－２
債務者　桂　　弘美（旧姓小牟禮）
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３６号
千葉県船橋市上山町２丁目368番地７シティハイツＳＵＺＵＫＩⅡ―203号
債務者　荘司　雄也
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４２号
千葉県船橋市二和東６丁目24番５号　サンハイツ103号
債務者　佐藤　　晃
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４３号
千葉県船橋市二和東６丁目24番５号　サンハイツ103号
債務者　佐藤　靖子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５４号
千葉県八千代市大和田新田747番地１―４番館201号
債務者　梨本　強樹
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５６号
千葉県市原市青柳２丁目７番地11　サクマハイツ203
債務者　岩本　　薫
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６０号
千葉県八千代市村上1113番地１―１街区38棟1003号
債務者　佐久間節子（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６２号
千葉市若葉区若松町531番地252　アンビション若松Ｂ―201
債務者　戸井田清治
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６６号
千葉市花見川区千種町333番地１　千葉北ダイヤモンドマンション501号
債務者　伊藤　　翔（旧姓町山）
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１号
千葉県君津市西坂田２丁目３番４号
債務者　横山　一枝
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１２号
千葉県富津市川名950番地の３
債務者　吉田　　忍
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１４号
千葉県君津市北子安４丁目35番８号
債務者　末松　直美
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第２６９号
千葉県山武郡横芝光町栗山3120番地　ドリームハイツ201号
債務者　近藤リエ子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第７１３号
石川県白山市博労２丁目26番地１　レオパレスエミネンス203号室、従前の住所石川県小松市義仲町160番地
債務者　村尾進太郎
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで　金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２２号
金沢市城南２丁目42番15号　城南ヒルズ201号室、従前の住所石川県石川郡野々市町字二日市町518番地の16
債務者　新田　　茂（旧姓島﨑）
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで　金沢地方裁判所